

西郷村新庁舎建設庁内若手職員検討チーム設置要綱

(令和2年3月18日決裁)

(設置)

第1条 新庁舎建設にあたり30歳以下の若手職員の柔軟で斬新な発想を取り入れることを目的として、西郷村新庁舎建設庁内若手職員検討チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項について調査検討し、西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会

に提言する。

- (1) 現庁舎の課題
- (2) 新庁舎のあり方
- (3) 新庁舎に求める機能
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 チームは、別表に掲げるリーダー、サブリーダー及びチーム員をもって組織する。

2 リーダー、サブリーダーは、副村長が指定するものとする。

(リーダーの職務)

第4条 リーダーは、チームを代表し、会務を総理する。

2 リーダーに事故あるときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、リーダーが招集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第6条 リーダーは、会議の運営上必要があると認めるときは、チーム員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 チームの庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営について必要な事項は、リーダーが定める。

附則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。